

加古川市上下水道局浄化槽維持管理費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、加古川市上下水道局浄化槽設置補助金等交付要綱の補助対象区域において、浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下「法」という。）に基づく浄化槽の適正な保守点検、清掃及び法定検査（以下「維持管理」という。）を行っている浄化槽管理者に対し、補助金を交付することにより、法定検査の実施率向上及び適正な保守点検・清掃の促進を図り、生活排水による公共用水域の汚濁を防止し、早期に生活環境及び公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 浄化槽 法第2条第1号に規定する浄化槽で、し尿及び雑排水を併せて処理する浄化槽であって、環境省関係浄化槽法施行規則（昭和59年3月30日厚生省令第17号）第1条の2に基づく基準に適合する設備又は施設をいう。
- (2) 保守点検 法第2条第3号に規定する浄化槽の保守点検をいう。
- (3) 清掃 法第2条第4号に規定する浄化槽の清掃をいう。
- (4) 法定検査 法第7条第1項及び法第11条第1項に規定する浄化槽の水質に関する検査をいう。
- (5) 浄化槽管理者 浄化槽の所有者、占有者その他の浄化槽の管理について権限を有する者で、浄化槽の維持管理を行っている者をいう。
- (6) 集合処理区域 兵庫県生活排水対策等推進要綱（昭和58年4月1日制定）第2.2(2)②に基づく生活排水処理計画において、公共下水道又は農業集落排水施設等で排水処理することとされている下水道等集合処理区域をいう。

(対象区域)

第3条 この要綱による補助金の交付の対象となる区域（以下「対象区域」という。）は、加古川市の区域における集合処理区域のうち、下水道未整備地区とする。ただし、短期に整備を予定している地区を除く。

(補助金の交付対象者)

第4条 上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）は、対象区域内において浄化槽の維持管理を適正に行っている浄化槽管理者に対して、補助金を交付する。

ただし、公共下水道の供用開始が公示された場合は、当該浄化槽を廃止し、公共下水道へ速やかに接続するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、補助金を交付しない。

- (1) 法第5条第1項に基づく浄化槽設置の届出又は建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項に基づく建築物の建築等に関する確認を経ずに浄化槽を設置している者
- (2) 法定検査を受検していない者又は法定検査の受検結果において、不適正の判定を受け、改善を行っていない者
- (3) 公共下水道の供用及び下水の処理の開始を受けた者
- (4) 暴力団等（暴力団（加古川市における暴力団の排除の推進に関する条例（平成24年条例第1号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）及び暴力団員（同条第2号に規定する暴力団員をいう。）並びにこれらのものと社会的に非難されるべき関係を有する者並びに暴力団員と生計を一にする配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）をいう。以下同じ。）である者
- (5) その他管理者が不適当と認める者
（補助対象経費）

第5条 補助の対象となる経費は、維持管理及び浄化槽の稼働に係る電気代に要する費用とする。

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、浄化槽1基につき2万円とする。

（交付申請期間）

第7条 交付申請期間は、令和8年10月1日から令和18年3月31日とする。

2 補助回数は1年度につき1回とする。

（交付の申請）

第8条 補助金の交付を受けようとする者は、浄化槽維持管理費補助金交付申請（請求）書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して管理者に申請及び請求しなければならない。

- (1) 浄化槽法定検査結果書の写し
- (2) 保守点検及び清掃を実施したことが確認できる書類
- (3) その他上管理者が必要と認める書類

2 前項に規定する申請の期間は、法第11条第1項に規定する検査を受検した日から4か月が経過する日までとする。ただし、管理者が特に認めた場合は、この限りでない。

（交付の決定及び確定通知）

第9条 管理者は、前条に規定する申請書を受理したときは、速やかに、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 管理者は、前項の規定により補助金を交付することを決定したときは浄化槽維持管理費補助金交付決定（確定）通知書（様式第2号）により、交付しないと決定したときは浄化槽維持管理費補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、その旨を申請者に通知するものとする。

（交付決定の取消し）

第10条 管理者は、補助金の交付の決定を受けた者（以下、「補助事業者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (2) この要綱の規定又はこの要綱に基づく管理者の指示に違反したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、不正の行為があると認められたとき。

2 管理者は、前項の規定に基づき補助金の交付の決定を取り消したときは、浄化槽維持管理費補助金交付決定取消通知書（様式第4号）により当該補助事業者に通知するものとする。

3 第1項の規定は、交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用することができる。

（補助金の返還）

第11条 管理者は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分について、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて浄化槽維持管理費補助金返還命令書（様式第5号）によりその返還を命じなければならない

2 管理者は、前項の規定により補助金の返還を命じられた者が納付期限までに納付しないときは、当該期限の翌日から納付の日までの日数に応じ年10.95パーセントの割合を乗じて計算した額（円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てる。）に相当する延滞金の支払いを命じなければならない。

3 管理者は、前項の場合において、やむを得ない理由があると認めるときは延滞金の全部又は一部を免除することができる。

（報告等）

第12条 管理者は、補助金に係る予算の執行の適正化を図るため、必要があると認めるときは、維持管理に関し、浄化槽管理者に報告させ、又は当該職員に実地調査を行わせることができる。

（補則）

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年10月1日から施行する。